

## 千葉県選挙管理委員会事務局入札参加資格等審査会設置要綱

### (設置)

第1条 本市は、選挙管理委員会事務局の所管に係る各種修繕及び業務委託等（以下「業務委託等」という。）に関し必要な審査を行うため、千葉県選挙管理委員会事務局入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）を選挙管理委員会事務局内に置く。

### (所掌事務)

第2条 審査会は、1件あたりの設計金額（予定価格）が1,000万円以上の業務委託等に係る次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関する事。
- (2) 一般競争入札及び希望型指名競争入札における入札参加資格の設定に関する事。
- (3) 随意契約の相手方及び理由に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務委託等に関し必要な事項。

2 前項の規定にかかわらず、審査会は、次の各号の規定に該当する場合には審査を行わない。

- (1) 施行決定を省略する場合（「千葉県決裁規程の運用について（依命通達）」に該当する場合
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号により随意契約に切替える場合
- (3) プロポーザル方式等を行うため別途審査会等を設置し、業者を選定する場合

### (組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる、委員長及び委員をもって組織する。

### (職務)

第4条 審査会の委員長は、会務を総理する。

2 審査会の委員長に事故があるとき又は欠けたときは、選挙管理委員会事務局次長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 審査会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、急施を要し、又は審査会の会議を開催する暇のないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

5 委員長は、審査に必要なときは、関係職員に対し必要な資料を提出させ、又は審査会に出席させて説明を求めることができる。

### (庶務)

第6条 審査会の庶務は、選挙管理委員会事務局において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、選挙管理委員会事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月23日から施行する。

別表（千葉市選挙管理委員会事務局入札参加資格等審査会委員名簿）

	所属	職名
委員長	選挙管理委員会事務局	事務局長
委員		次長
		次長補佐
		主査